

## 韓国特許法院の設置とその後の発展

－ 技術と法の葛藤の調和 －

初代韓国特許法院長  
弁護士 崔公雄

### 1. はじめに

韓国での特許法院は1998年3月1日に特許、実用新案、意匠、商標に関する訴訟事件を担当する第一審の専門法院として全国を管轄する独立した高等裁判所の一つとして新設された。

21世紀知識情報社会において、科学技術に関する法的紛争は独立した専門法院で公正な司法手続きによって迅速に裁判ができるようになったという点で特許争訟制度の新しい歴史が始まったと言える。独立した専門法院という点でドイツ連邦特許法院について世界で二番目であり、米国特許法院(CAFC)の設置がPropatent時代を促したのと同様に韓国でも知識財産権保護に新しい転機になるものと思われる。

どのような発明に対して特許を与えるのかという特許権付与の問題は、専門技術的な問題という点で一般的に特許庁という専門行政機関の審査を経て行政処分として権利が発効され、その無効判断も専門的技術知識を有した特許庁の審査官の審判を経ているのが普通である。このように特許庁の特許有効性の判断に対して法院が司法審理をするのだろうか。米国では1836年特許審査を行う特許庁ができるまで法院が発明の特許性を判断する権限を独占していた。

歴史的に特許の有効性(validity)を判断する権限を法院が有するのは、英国と米国では伝統的な原則であった。しかし、韓国での特許紛争は特許無効審判と特許侵害訴訟(infringement)を分離して二元化するドイツ、日本でのような構造を有していた。韓国特許法院はドイツ連邦特許法院(Bundespatentgericht)と日本の東京高等裁判所

専門部が特許の有効性に関して司法審査をするのと同じような理由で新しく設置されたのである。

特許を含んだ知的財産権は、財産的価値を有した無形の知識情報を法が財産権として保護するものであり、法律によって保護される権利であるためその紛争に対しては裁判を受ける権利が保障されなければならないという点で特許庁の審査と無効審決に対しても司法審査が不可避になるのである。

そのような意味から韓国の特許法院は従前の特許庁抗告審判所が行っていた審判を高等法院級の特許法院の裁判に格上げさせたものであると見ることができる。そのモデルとなったのはドイツ、日本そして米国の CAFC で、特に科学技術問題を扱う専門法院としてドイツのように技術判事をおこうという主張が強力に提起され、それに代わる技術審理官制度という独特な制度において技術問題を解決しようとしたのが韓国特許法院の最も大きな特徴であると言える。

結局ドイツ連邦特許法院と異なり技術判事をおかなかつたが、日本の調査官とは異なり裁判に共に参席し直接質問と釈明を行うなど、裁判審理に実質的に関与しながら合意において意見陳述をすることができる技術審理官制度をおいたことと、特許法院が特許審判院の審決を取り消す訴訟を担当するが続審でなく第一審の専門法院であるため、法院で技術問題を解決する与件が十分に造成されているということを前提に審理範囲において原則として何の制限も受けない立場で新しい主張立証をすることができるという点で審理対象が制限される日本の場合(日最裁昭 51.3.10.判決)や事後審である CAFC が新しい訴訟資料提出が許容されないことと異なる。

このような特許法院の審理範囲の拡大は、技術専門家たちが集まった特許審判院の審判機能を弱体化させ特許法院に負担を与えるという批判もある。

何よりも韓国特許法院の開院で司法府が公正な裁判で国民の知的財産権を積極的に保護することにより、科学技術の発展を図ろうという特許法政策を具体的に実現し、国家競争力と国際的な信認度を高めるという点で非常に時宜適切なものであった。

筆者は3年前初代特許法院長に就任し約2年近く勤務しながら司法府の最も大きな役割として司法審理という基本原則に忠実かつ公正迅速な裁判で国民に対するサービスに最大の重点を置いた。

特許法の全領域は技術と法の持続的な緊張関係であると言えるため、法律専門家である判事が果たして科学技術に関する裁判をすることができるだろうかという憂慮を腐食するために、判事の専門家に努め技術審理官に対して技術判事のような役割を誘導することが最も大きな課題であり、特許庁と特許法院の業務分担問題、そして特許無効抗弁が頻繁な一般法院の侵害訴訟の管轄を特許法院に集中させる問題、技術専門家である弁理士と法律専門家である弁護士の緊張葛藤の調和問題が最大の関心事となった。

## 2. 特許法院の開院の経過

### (1) 特許審判制度に対する違憲論議

大法院は1993年8月25日特許法第186条第1項が憲法に違背するという理由で違憲提請決定をするに至りました。(大法院93ク1,2,4)

その理由は、特許庁抗告審判所の審決に対して直ちに大法院に上告するようになっている特許法第186条第1項は憲法第27条第1項が保障する法官による裁判を受ける権利を剥奪し、特許事件の事実審を特許庁抗告審判所の抗告審判が最終審になるようにすることにより、憲法101条第1項の司法国家主義ないし参権分離原則に違背し、特許事件の当事者には高等法院の裁判を受けることができないようにすることにより、すべての国民は法の前に平等であるという憲法第11条第1項の規定にも違背するということでもあります。

我が国の特許審判制度は1946年の特許法制定当時からほぼ半世紀にわたって特許庁審判所と抗告審判所という2段階の行政審判を経てから大法院を最終審とする特別行政争訴体制を維持してきました。

そのような根拠は特許審判制度は特許関係の審判が高度の専門的・技術的判断が要求されるという点で事実認定に関する判断を専門技術分野の知識と能力を備えた行政部内の専門審判機関に任せるのが事実判断の正確性と手続きの迅速性及び訴訟経済の側面で適当であり、特許事件に関して大法院の最終判断が保障されるのであれば国民の裁判を受ける権利を侵害するのではなく、科学技術者と発明家の保護という憲法が認めた正当な立法目的のために合理的な差別が必要であると言えま

す。(憲法裁判所 1995.9.28. 92 憲力 11. 93 憲力 8.9.10. 併合事件での法務部長官及び特許庁長の意見)

しかし、21 世紀を目前にして世界的な規模の無限競争時代という国際社会の変化と先端技術を基礎とした高付加価値商品が要求される時代的狀況で、無形の財産である知的財産権の重要性と共に科学技術開発の必要性が漸増しながら、折りよく近代司法制度 100 周年を控え司法制度改革の一環として従前の特許審判制度は全面的な改革対象として浮上しました。

現実的な問題として特許紛争は既に先進各国で法院の裁判によっているのが世界的な大勢であったと言え、また、特許庁抗告審判の内在的問題点と限界性を露出することにより(大法院での一般行政事件の破棄率が 8%であるのに比べ、特許などの審決の破棄率が 31%に至っていた。)、結局特許紛争は法官による裁判が必要であるという点で特許審判制度の全面的な再検討が必要になったのは、時代が要求する必然的な趨勢であると言えます。

## (2) 特許法院設置に関する論争

特許審判制度の改革に関する論争の核心は、特許権などに関する紛争が科学技術に関する専門的な分野であるとしても、窮極的には法律紛争であるという点で事実審裁判を法官ではない技術専門家による事実判断によるのは憲法上裁判を受ける権利の本質的内容を侵害することであるという点であります。

ただし、違憲論議の解消のために法院が特許事件の事実審裁判を引き受けることになる場合、果たして判事が発明の新規性・進歩性などの判断及び先端技術に関する実体把握など事案の正確な判断をすることができるのかという問題が提起され、科学技術紛争は高度の専門的技術知識と急変する技術水準への適応力を備えた専門家で構成された審判機関に審判を担当させなければならないという点で、ドイツの連邦特許法院(Bundespatentgericht)をモデルとした特許法院を設置する主張が台頭されました。

このような主張は主に弁理士会と科学技術産業界を代弁する特許庁と大法院を中心にした法曹界の間で活発に意見が交換され、先進外国の特許法院制度としてドイツの連邦特許法院(Bundespatentgericht)、アメリカの連邦巡回区控訴法院(CAFC)、日本の東京高等裁判所専門部が主に研究対象となりました。

法曹界、学界、国会、言論界及び社会団体を代表した 32 名の人事たちで 1993 年 11 月 3 日に構成された汎国民的司法改革機構である司法制度発展委員会では、1994 年 2 月 16 日に特許訴訟の審級構造改善案を含めた司法制度改革方案を大法

院に建議しながら、特許事件の事実問題に関しては高等法院が事実審として第一審を管轄するように特許訴訟の審級構造を改編することを建議しました。

建議内容は、現行特許審判制度の違憲素地及び不合理性を除去するために特許専担(専門担当)裁判部をソウル高等法院に設置して弁論を通じた事実審理の適正化を追求し集中審理方式の導入、上告審手続きの改善などで紛争を迅速に解決することが望ましく、現在としては少ない事件数に照らしてみると、特許法院を設置することは非効率的であるため、先ず強力な独立性を付与した特許専担(専門担当)裁判部を運営し、これから先事件の推移を見て事件数が増え専担(専門担当)部の規模が大きくなれば特許法院設置の可能性を検討しようというものであり、かつ、実質的には技術判事と類似した機能と役割をする特許審理官制度を導入して、特許審理官を特許訴訟の審理に参加させて技術的な分野に関して訴訟関係人に質問して立証を促し裁判の合意課程では書面または口頭で意見陳述を通じて専門技術性を補完するようにしようというものでありました。これと共に特許庁審判所の統合を通じて特許庁内での手続きの統合、単審化をなして迅速化を図ろうというのが主要骨子でありました。

これに対し特許庁では一般法官と同等な権限をもって審理と裁判に参加する技術判事を新設し、高等法院級の特許法院を設置する法的根拠を設けることを要求したのです。

大法院は1994年4月16日に司法制度発展委員会の建議に従い違憲素地をなくすのに必要な最小限度の改正のために特許庁抗告審判所の審決に対してソウル高等法院に訴えを提起し、ソウル高等法院の判決に対して大法院に上告することができるようにする内容の法院組織法のうち改正法律案を立法建議形式として国会に送付しました。

一方、特許庁も1994年7月1日に大韓弁理士会を通じて特許法院の設置と技術審理官制度の導入及び特許審判院の設置を主要内容とする改正法律案を国会商工資源委員会と法制司法委員会に提出しました。

### (3) 大法院と特許庁との合意事項

大法院と特許庁がそれぞれ改正法律案を提出した後、幾度かにわたった意見調整のはてに1994年7月8日ついに両者間に劇的な妥結がなされたのですが、その要約された合意事項は次のとおりであります。

#### ?特許法院の設置

1998年3月1日までソウル地域に4-6個の合議

部程度の規模で部長判事 4-6 名、陪席判事 8-12 名を構成員として(組織 5 個部、法官 16 名予想)産業財産権の全分野を担当し、審決取り消し訴訟のみを管轄する性格をもたせた。

#### ?技術審理官制度の新設

これらの役割の範囲は特許法院で産業財産権関連訴訟の審理に参加し釈明権を付与して訴訟関係人に技術的な事項に対する質問と裁判合意で意見を陳述することができるようにした。技術審理官の規模は 9-11 人程度で、一旦は特許庁からの派遣形式になる。

#### ?特許審判院の設置

特許法院が設立される 1998 年 3 月 1 日から現行“審判所”を“抗告審判所”に吸収統合して単審制である“特許審判院”を設置するということである。

#### ?特許法院判事の充員と専門性の向上

特許法院は高等法院級であるために新任法官で充員することができない。これからより優れた高級専門人力を確保するためには理工系の専門司法研修院修了者、産業財産権事件を専攻または専門担当処理した法官、多年間特許実務に携わった弁護士などを優先的に特許法院に配置して持続的に勤務するようにする方案が講じられている。特許法院陪席判事は専門性を高めるために勤務期間を 3 年とし部長判事は陪席判事よりも長期間勤務するようにした。大法院はこれと共に特許法院の専門家方案と特許事件専担(専門担当)裁判研究官や知的財産権専担(専門担当)裁判部経歴のある法官、特許関係国内外研修経歴のある法官、理工系出身の法官などを一次的に特許法院専門法官として選抜することにした。その他に、司法研修院修了者のうち特許庁、特許審判院などで審判官などで従事した経験のある者を法官として選抜する方案と、法学ではない理工系など他分野出身者たちも容易に司法試験に合格することができる法学教育及び法曹人養成制度全般にわたった改善方案を講ずることを合意した。

#### ?弁理士の訴訟代理権の保障

新たに改善される制度による審判及び裁判においても弁理士の訴訟代理権は現行通り保障することにする。そして、侵害訴訟において弁理士が弁護士の訴訟補佐の役割をする問題は、弁護士会と弁理士会の間に合意がなされる場合に限りこれを考慮する方向に進めることにした。

#### (4) 法院組織法、特許法の改正

大法院と特許庁の妥協がなされるに従い、1994年7月24日ついに高等法院級の特許法院が特許訴訟の第一審を管轄し特許訴訟の審理に技術審理官が参与する内容が含まれた法院組織法のうち改正法律が国会で議決され7月27日に公布されることで1998年3月1日に特許法院が設立される根拠法規が設けられ、1995年1月5日に特許法、実用新案法、意匠法、商標法の各改正法律などが公布されることにより、従前の特許庁内の抗告審判所と審判所を統合して特許審判院を設置して特許審判院の審決または決定に対する不服の訴えは特許法院の専属管轄とし、これに対する不服は大法院に上告することができるようになりました。

特許法院の開院に先立ち、法院行政処は特許法などの施行に関する規則、技術審理規則などを制定し、法院裁判事務処理規則と例規などを整備し、1997年6月4日に法院行政処次長を委員長とする特許訴訟実務委員会を構成して訴訟手続き上提起され得るいろいろな問題点に関する論議を経て同年10月20日には特許訴訟手続き整備のためのセミナーを開催し、その結果を特許訴訟実務という冊子で発刊配布しました。

### 3. 特許法院の課題と成果

#### (1) 公正迅速な裁判

特許法院が開院してから2001.2.28まで過去3年間の総受付件数は3095件であり、現在未済事件が500余件になるため、約2600件を処理したということになる。

特許法院の設置による最も大きな成果は、事件の迅速な処理であると言える。

1次年度の事件処理期間は総処理件数800件のうち6ヶ月内に614件であり、残りの147件は9ヶ月内、残りの39件はすべて1年内に処理され、約76.8%が6ヶ月内に処理される迅速性を見せましたが、2次年度には若干遅延する様相を見せた。

開院前に特許庁から移管された事件数が434件であり、開院後新しく受け付けた事件数は1999年2月28日までの1年間に851件で合計1,285件に至りました。{(特

許 214, 実用新案 254, 意匠 162, 商標 655)一図表 1,2)} 同じ期間の処理件数は 800 件であり、判決件数は 602 件であります。

1999 年 1 年間の総受付件数は 995 件(特許 176、実用新案 122、意匠 146、商標 551 件)で 2000 年は総受付件数 866 件(特許 178、実用新案 109、意匠 107、商標 472 件)であり、同期間の総処理件数は 913 件(判決件数 707)と 905 件(判決件数 756 件)である。

結果的に毎年約 900 件を特許法院 3 個部で各 300 件ずつ処理したということになる。

特異なことは、特許法院の設置により公正な判決に対する信頼のために大法院に上告する事件が大きく減少することが期待されたが、予想をくつがえして上告率が増加する趨勢だ。

上告審は 1 次年度に 38.7%であったのが 2 次年度には 43.1%、3 次年度には 52.9% に上昇したところ、これは上告するときに印紙代が低廉であるという点はあるが、何よりも事件の重要性のために上告審の診断まで受けようという当事者の意志が強く、また特許権などの行使期間を延長しようという意図であるものと思われる。しかし、破棄率は 1.6% 及び 2.5% と非常に低くあらわれているので、公正性に対する保障は達成したものと思われる。

科学技術問題に関する紛争に対して特許庁抗告審判所の審判から法院の裁判に格上げされたという点で特許法院はその基本目標を何よりも公正迅速な裁判におき、忠実で迅速な審理のために準備手続きを活用する集中審理方式の裁判運営を定立するところに最も大きな目標をおきました。

特許実用新案事件は原則的に準備手続きに回付して主審判事が受命法官となり技術審理官と共に争点と証拠関係を整理してから弁論期日を指定し、意匠商標事件は直ちに弁論期日を指定し、ただし、特許実用新案事件であっても大法院で破棄差し戻された(還送された)事件で既に結論が下されている事件は直ちに弁論期日を指定するなど、準備手続きに回付する事件の類型及びその回付時期に対する統一的な基準を設け、受命法官別に週 1 回準備手続きを開き 2~3 週間間隔で準備手続き期日を指定するなど、準備手続きでの定型的な進行方式を確立しました。

弁論期日に比べて準備手続きに重点が置かれるという点がありますが、当事者に十分な説明をさせ相手方もこれに対する十分な反駁の機会を付与することにより、忠実な審理で当事者の信頼が非常に肯定的なものとならわれております。

現在民事訴訟法の改正案が国会で審議中であるが、2001年3月1日から新しい事件管理方式(Case Management)によって弁論期日前に当事者間の争点整理などが集中的に行われている。

特許法院の判決は従前の特許庁抗告審判所の審決よりも判決内容が忠実で先例的な価値があるため類似した事件を処理する特許庁の関係者たちからよい反応を得ています。忠実な審理で大法院の業務負担を軽減させており、迅速な権利救助をもって(平均処理期間:特許実用新案:約6-7ヶ月,意匠商標:約4-5ヶ月)特許争訴制度に一大革新をもたらしたと言えます。

## (2) 法官の専門化

科学技術問題に関する専門法院として特許法院は法官の科学マインドの向上と専門法官としての特許法の集中的な研修と経験蓄積が重要であります。

特許法院は開院当初である1998年3月11日に特許訴訟実務研究会を構成し、特許法と特許訴訟全般にわたった研究発表会を続けており、1998年6月1日から7月20日までソウル大学工学大学の教授8名を招き電気、機械、化学、半導体、光電加工学、遺伝工学などに対する基礎科学及び先端科学に対する講義を聴きました。特許庁と特許審判院を訪問して出願及び審査業務と審判課程を視察し、韓国電子通信研究院、国防科学研究所を訪問して関連分野での最先端技術の現況に対する現場見学をしました。

特許訴訟実務研究会のほかにも特許訟務制度研究会と法廷実務研究会を構成して研修と教育に力を注いでおりまして、専門法院としての専門法官の養成は何よりも経験蓄積が必要であるという点で今後法官の長期勤務が考慮されるべきであり、同時に短期研修による法官の専門化教育も講じられるべきでしょう。

## (3) 技術審理官制度

特許法院の最も大きな特色であると言える技術審理官制度の効率的な運営こそ特許法院運営の重要な課題であります。

特許庁から派遣された技術審理官9名は、各裁判部別に電気、機械、化学専攻の各1名ずつ3名が配属され、3名の技術審理官のうち選任技術審理官を中心に具体的な事務負担を自律的に行っています。技術内容が複雑・難解で進歩性の判断に慎重を期す必要がある事件に対しては、該当分野を専攻した2~3名の技術審理官に

その事件を共同で検討させ統一された意見または各自の別個の意見を提出するようにしております。準備手続きが開始される前に担当技術審理官は指定された事件に対する技術説明書を作成して技術内容及び争点を説明することになり、準備手続きに参加して当事者に質問をし裁判部と間に技術内容に関する十分な論議を行い意見書を提出することになります。

技術審理官を弁論期日に参与するようにした立法趣旨に照らして判事との協力体制など効率的な運営が講じられるべきであり、意見書作成の定型化と意見書の公開問題は継続して検討されるべき問題であると言えるでしょう。

#### (4) 特許法院の審理範囲と訴訟物

特許法院の開院と共に従前の特許庁審判所と抗告審判所は特許審判院として新しく発足することになりました。

特許法院は特許審判院の審決取り消し訴訟を担当しているため、実質的には特許審判院での手続きに次いで第二審を行うものであると言えます。

しかし、特許法院の訴訟は形式上第一審の訴訟であるため、訴訟物は審決の違法性であります。特許法院は特許審判院の審決に対する訴えが提起された場合に審決を取り消す形成判決ができるだけで、特許審判院に代わって登録を無効にする判決や無効にすることを命ずる履行判決をすることはできない。(大法院 1999.7.23.宣告 98フ 2689)

審決取り消し訴訟における審理範囲に関連して特許法院は、特許法院の専門性・独立性を理由に事実審理の範囲に制限がなく一切の違法事由を主張立証できるという無制限説の立場は明らかにしています。(1998年7月3日宣告 98ホ 768 判決 1998.11.5 宣告 98ホ 1655 判決 1999.7.1.宣告 98ホ 7871 判決)ただし、査定系事件の審理範囲に関しては確立された判例がまだありませんが、理論上原告側は新しい主張立証が許容されますが被告は許容されないとと言えます。

無効審決事件と拒絶査定不服審決の取り消し訴訟の場合にどれくらいの制限が必要であるのか検討の余地があると言えます。

特許法院の専門性の高まりと共に審理範囲の拡大で司法部の終局的な判断範囲を広げることになり、結果的に特許紛争の迅速な解決に役立つものと評価され技術専門家である特許庁、また新しくできた特許審判院と、法律専門家である特許法院の間に業務分担の調和問題として特許法院の事後審構造の妥当性と共に検討論議されなければならないだろう。

大法院で現在特許法院の審理範囲が争点になった事件が係留中にあるため、遅かれ早かれ判断が下されるものと思われる。

参考に、特許審判院の審決件数は1999年に6964件のうち特許法院に提訴されたのが996件であり、2000年には5828件の審決のうち866件が特許法院に提訴された。

#### (5) 特許侵害訴訟の管轄

特許法院が21世紀知識情報社会をねらった先進国型の専門法院として高度の先端科学技術に関する専門的な審理を前提に発足したにもかかわらず、各界の多様な意見と違憲論争の中で急いで開院したため、先ず特許庁抗告審判所の審判を代替する制限的な審判権のみをもって出発しました。

従って、特許法院は通常の知的財産権侵害訴訟に対しては管轄権を持つことができない反面、侵害訴訟の第一審は通常の地方法院の管轄であり、第二審は高等法院、そして上告審は大法院が受け持っている。

通常、法院は特許侵害訴訟において特許権の無効を判断する権限を持たないため、特許登録がされた場合には無効審決が確定されるまでその特許を有効なものとして取り扱わなければならない。これは技術専門家と一般法官の役割分担であると言える。

しかし、実際に裁判実務においては公知技術や新規性、進歩性の判断をしながら侵害の有無を判断した事例が多く、無効事件で敗訴した蓋然性があるという理由で権利を否認したりもする。特に仮処分事件の場合には、本案訴訟に比べて比較的自由に無効事由を考慮して判断した事例が多い。

仮処分事件においては、保全の必要性にその重点を置き、進歩性の有無を比較的自由に審理している。

侵害訴訟で最も大きな効果があるのが仮処分であり、実際に民主的仮処分として被保全権利が完全に満足されたような履行状態が発生するため、債権者の仮処分申請を引用する決定をした場合に異議申立をすることになるのだが、この場合、仮処分の執行停止が可能なのか保全処分手続きはその保全のための緊急措置であるため、ここに停止制度を認定することは保全訴訟の暫定性という本質に反するという立場から消極説を原則としながら、大法院判例は例外的に権利の終局的満足を得るこ

とになったりその執行によって債務者に回復することができない損害が生じる憂慮があるときには、その執行は実質的に終局的執行と異ならないため、執行停止が可能であると判示する。(1996.4.24. 96ク5 決定)

実務でも Versace と Alfredo Versace 事件などで商標使用禁止仮処分に対する執行停止が行われたことがある。(ソウル地方法院 1995.5.7.決定、ソウル高等法院 1999.4.1.決定)

しかし、最近大法院は特許権などの侵害行為の禁止は履行的仮処分の場合とは異なり終局的満足を得させるものではないため、可処分決定に対してその執行停止が許容され得ないという重要な判決を下した。(大法院 2000.4.26 宣告 2000.2.7)

全員合議部による判例変更手続きを経なかったが、その後裁判実務では特許権などに関する使用禁止仮処分などに対する執行停止を許容せずにいるものと思われる。(ソウル高等法院 2001.5.3 告知 Cynthia Rowley 事件)

特許紛争の効率的な解決と専門的な裁判能力は特許無効審判に対する審決だけでなく当然特許権の侵害による訴訟は最終的に特許権者を保護する手段であるため、知的財産権関連の紛争を一挙に解決することにより重複された審理の浪費を防止し対国民司法サービスを忠実にしなければならぬでしょう。また、大勢的な効力がある知的財産権の解釈に統一を期し特許法の一貫した正しい解釈のために、そして科学技術の発展を図ろうという国家法政策の実現のために特許権侵害訴訟までも専門法院で共に管轄しなければならないことはあまりにも当然であると言えます。

比較法的にも特殊な歴史的事情のために特許侵害訴訟を分離したドイツを除いてはアメリカ、日本、イギリス、フランスなどで少なくとも控訴審段階では特許侵害訴訟と無効訴訟などがすべて特許法院で審理されているという点と、その間の実務界と学界がすべて基本的には意見を共にしているという点で速やかな法改正を推進しようとしています。

法院行政処との間に特許法院と管轄拡大のための法院組織法改正に関して協議し概略的な改正案を送付しましたが、弁理士の特許侵害訴訟事件の代理権問題で弁護士会の頑強な反対で中止された。しかし、その時期に関しては各界の意見を継続して収集しているところであります。

漸進的にはプログラム著作物や半導体集積回路の配置設計に関する法律で認められる配置設計権に関する訴訟など、新知的財産権に関する管轄拡大も検討されるべきでしょう。

## (6) 弁理士の訴訟代理権

特許法院の設置を控え最も大きな争点の一つであった弁理士の訴訟代理人資格が認められることにより、特許法院の訴訟には多数の弁理士が訴訟代理人を引き受けることになりました。我が国の民事訴訟法によりますと、弁護士が訴訟代理人になることが原則であるため弁理士が法院で訴訟代理人として法廷で弁論するようになったことを近代司法 100 周年をすぎて初めてのこととして、非常に画期的なことであると言えます。

1 次年度には、原告代理人は弁理士が 954 名で 73.8%、弁護士が 124 名で 9.6%、弁護士及び弁理士の共同受任が 111 件で 8.6%をなし、弁理士が圧倒的に多くの受任をあらわしています。

従前に特許庁抗告審判所での事件受任がそのまま維持されたという事情と現在の特許訴訟が特許審判院の審決から始まる審級構造と審決取り消し訴訟に極限されているという点から、特許法院での訴訟代理人は弁理士が圧倒的な比率を占めておりましたが、1 次年度には 9:1、2 次年度と 3 次年度には 3:7 の比率で弁護士の訴訟代理件数が急増した。特許専門弁護士の増加と共に訴訟専門家として弁護士を徐々に嗜好するようになったものと見られる。

技術専門家として弁理士も持続的な法律実務教育と法廷経験を通して訴訟に徐々に慣れつつある現実で、特許侵害事件に対する訴訟代理権拡張の主張もさらに強くなるものと思われる。

## 4. 国際化時代の特許法院の位相

21 世紀知識情報時代には各国が技術開発及び産業財産権の保護に対する認識が拡散され、全世界が技術を武器に無限競争時代に突入しているだけに、特許法院で渉外事件が急激に増加するでしょう。1 次年度の渉外事件の比率は特許 34.5%、商標が 57.4%を占めている。国籍別には米国と日本が断然多数を占めており、その次がフランス、イタリア、英国の順だ。

世界各国は全世界的な次元で特許制度の調和のための世界特許システム(global patent system)の実現と権利の執行が重要課題として台頭されているだけに、特許法院は世界の中の特許法院として位相向上のための国際的感覚の開発が特に緊要であると言えます。

今日、アメリカの CAFC の判決をインターネットを通じて即時見ることができ、我が国の法院の判決も宣告即時訴訟代理人により外国語に翻訳され当事者に送達されているだけに、特許法院の判決が国際的な次元での公正な判決として遜色のない内容と様式を開発するのに力を注いでいます。

## 5. 結び

特許法院開院は何よりも特許法院で科学技術紛争に関する事実審と法律審を同時に行うことにより、国民の裁判を受ける権利が保障され国民に司法サービスを強化し国民の信頼と共に国家信認度を高めるようになった点もやはり何よりも公正性と共に事件の迅速な処理が可能になったことが最も可視的な成果であると言える。

特許法院はまた法解釈の統一性と予測可能性を高め知識基盤経済の核心要素である科学技術と発明を保護しその開発を促進するようになり、知的財産権の発展に寄与し、pro-patent 時代を促進させた。

特許法院が先進各国の特許法院と異なって科学技術専門家である技術審理官という独特な制度において技術審理官が弁論に参加することができるようにして事実上判事と共に裁判させることにより、科学技術者の意見が尊重される新しい制度を開発したことは、我が特許法院がもつ重要な成果であると言えます。

技術審理官の役割分担と意見書作成などに改善の余地が多いが、現在までの中間成果は非常に成功的であると評価されている。

2000年3月1日から特許法院は先端科学の中心都市テジョン(大田)に移転して新しい科学技術専門法院に発展している。

今のところまだ全てのことがソウルに集中している現実において交通不便は最も大きな発展障害の要因として指摘されている。科学技術と法律知識の持続的な緊張関係を解消しながら、無効と侵害訴訟の連係も図るべきであろう。結論的に、21世紀知識情報時代という絶妙なタイミングの中で韓国特許法院は飛躍的な発展をするものと信ずる。